

令和5年度 中北建設事務所管内

雪氷対策実施計画

山梨県 中北建設事務所
令和5年11月30日

<目次>

I .除排雪体制について

- ①除雪実施体制
- ②体制発令基準
- ③除雪排雪作業準備～平常時除雪・融雪材・チェーン指導方法
- ④事前情報共有
- ⑤道路利用者への情報発信

II .非常時体制(異常降雪時)における対応

- ①支部内の体制づくり
- ②除雪優先路線の優先除雪
- ③道路管理者間のさらなる連携
- ④除雪方法
- ⑤雪崩対応
- ⑥応援要請並びに応援の受け入れ

I.除排雪体制について

①除雪実施体制

中北建設事務所(支部)における除雪体制は、つぎのとおりとする。

支部長・・・所長

副支部長・・・次長

支部職員・・・事務所職員

中北建設事務所 甲府市貢川二丁目1-8 Tell055-224-1660(代表) Tell055-224-1667(道路課) FAX055-224-1783
--

対象エリア

中北建設事務所管内の管理道路

(甲府市、甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町)

雪氷対策体制の確立期間

令和5年12月 1日～令和6年3月31日

支部の役割

- ・道路交通状況の把握、地域との連携
- ・「雪氷対策連絡会議」を開催し、関係機関との情報共有
- ・異常降雪が予想される場合には速やかな非常体制への移行
- ・支部の業務は別添のとおり

I.除排雪体制について

支部の業務

体制	支部の業務内容	
	除雪作業	通行規制他
準備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1) 委託業者待機状況の確認 2) 各機関との連絡体制の確認 	
注意体制	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本部への状況報告 2) 路面状況の的確な把握 3) 凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 4) 積雪深 10cm に達した場合、除雪作業の開始を指示 →当事務所では積雪5cmを目安に実施。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本部への状況報告 2) 凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 3) 積雪深が 10cm 以上の場合、除雪作業の継続を指示 4) 委託業者との情報連絡により各道路の積雪状況及び除雪作業の進捗状況を把握し、除雪作業の必要性に応じて「災害時における応急対策業務に関する基本協定書」等に基づいた各支部への応援を要請 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2) 一時的、部分的通行規制の実施
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本部への状況報告 2) 除雪作業の継続を指示 3) 「異常豪雪時における道路除雪等の相互応援に関する協定」に基づき、本部を通じ、他道路管理者への応援要請を依頼 4) 降雪状況に応じて、本部を通じ、他地方自治体や TEC-FORCE 等への応援要請を依頼 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2) 交通管理者との連携のもと、通行規制、通行止めを実施

I.除排雪体制について

連絡及び配備体制

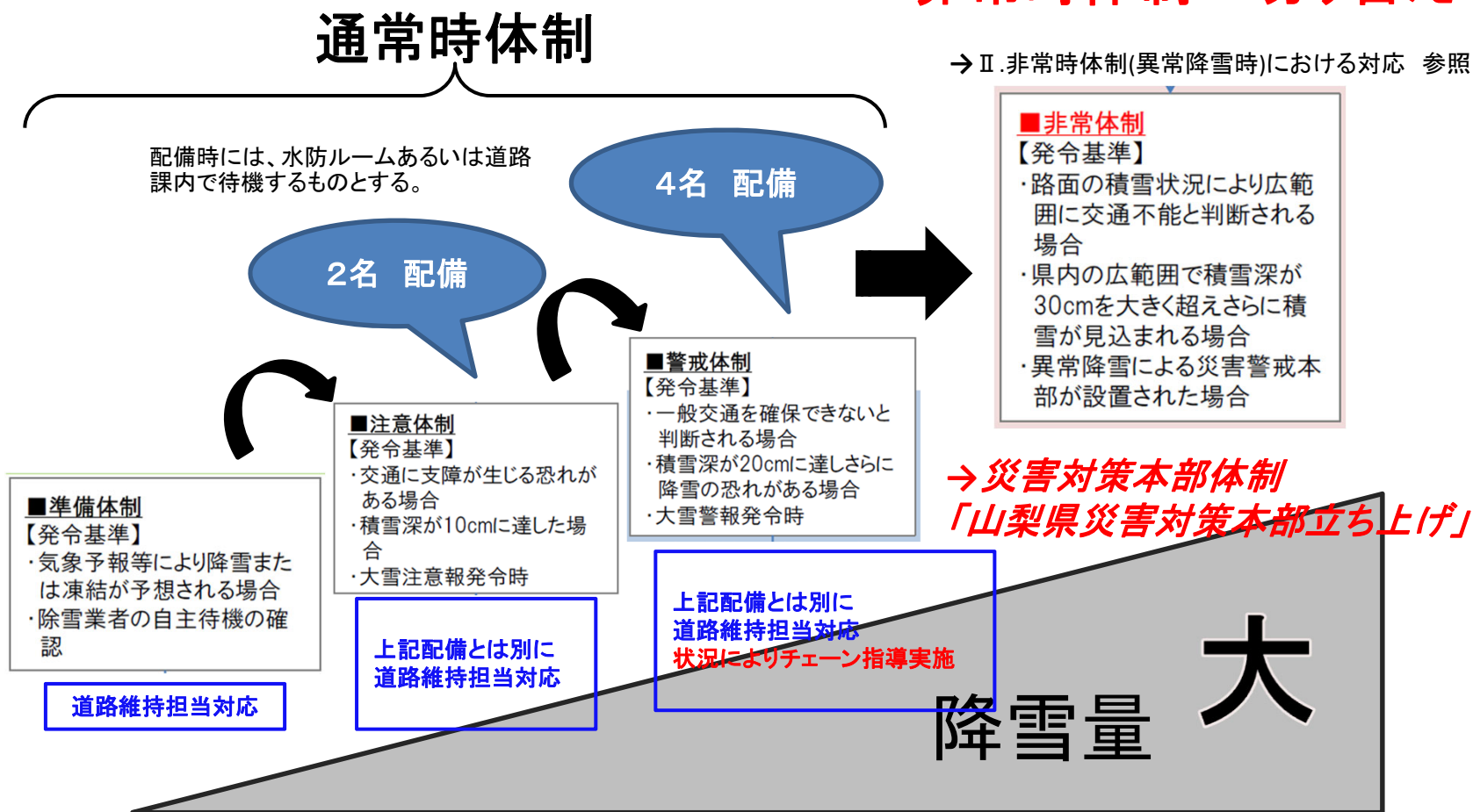
区 分	本 部	支 部
大雪注意報または大雪警報が発令された場合	防災危機管理課からの連絡を受け、配備当番職員及び支部の第1連絡者に連絡する。 (道路防災担当) 配備当番員は、道路管理課にて配備体制を執る。	道路管理課からの連絡を受け、所定の配備体制に入る。
大雪注意報が大雪警報に切り替えられた場合	防災危機管理課からの連絡を受け、配備当番職員及び支部へ連絡する。 配備体制については、規模を強化して継続する。	道路管理課からの連絡を受け、配備体制については、規模を強化して継続する。
大雪警報が大雪注意報に切り替えられた場合	防災危機管理課からの連絡を受け、支部へ連絡する。 配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。	道路管理課からの連絡を受け、配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。
大雪注意報が解除された場合	防災危機管理課からの連絡を受け、支部へ連絡する。 配備体制については、解除する。	道路管理課からの連絡があるので、必要な連絡を済ませてから配備体制を解除する。

②体制発令基準

支部長以下
参集

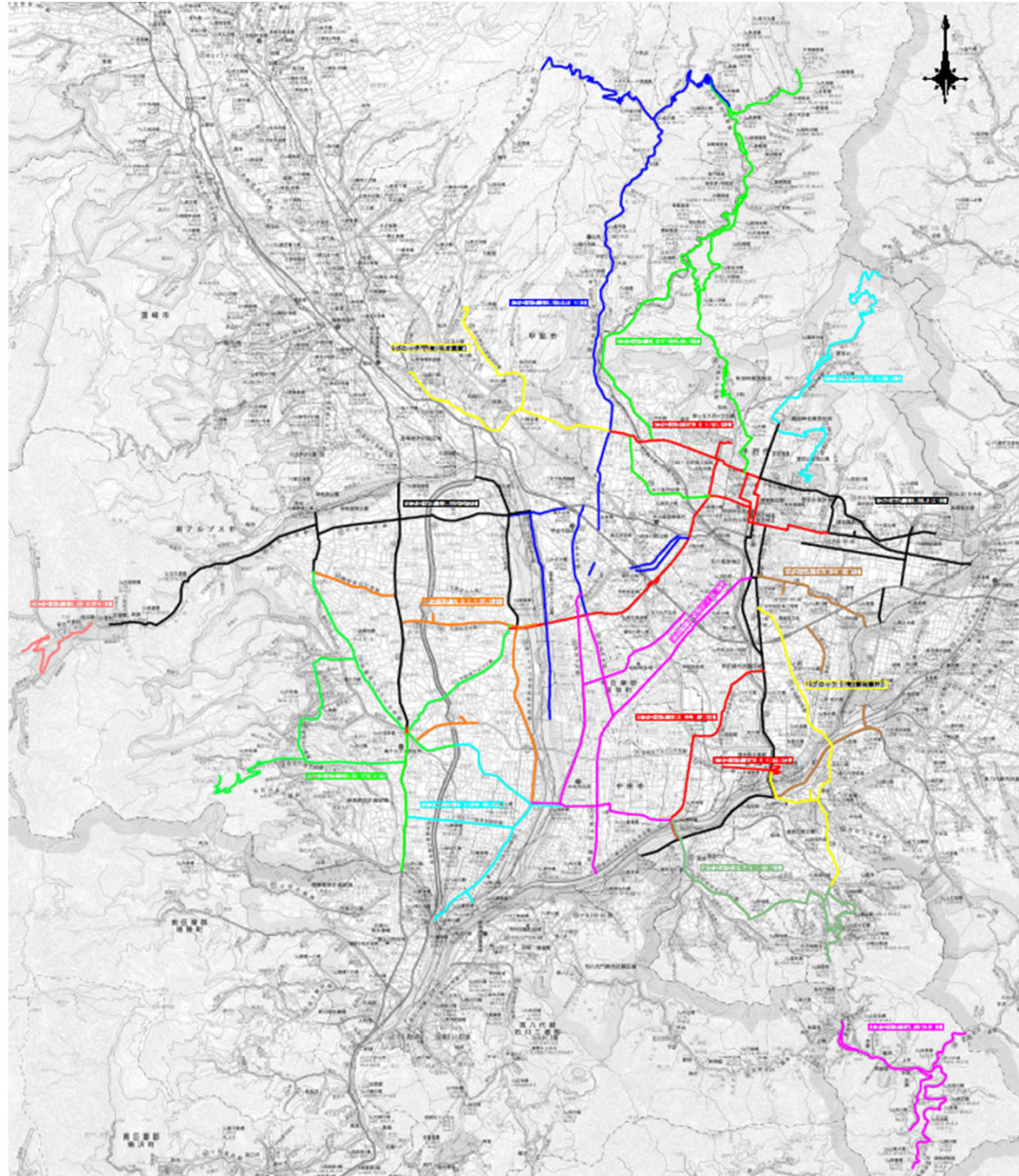
非常時体制へ切り替え

→ II.非常時体制(異常降雪時)における対応 参照



I.除排雪体制について

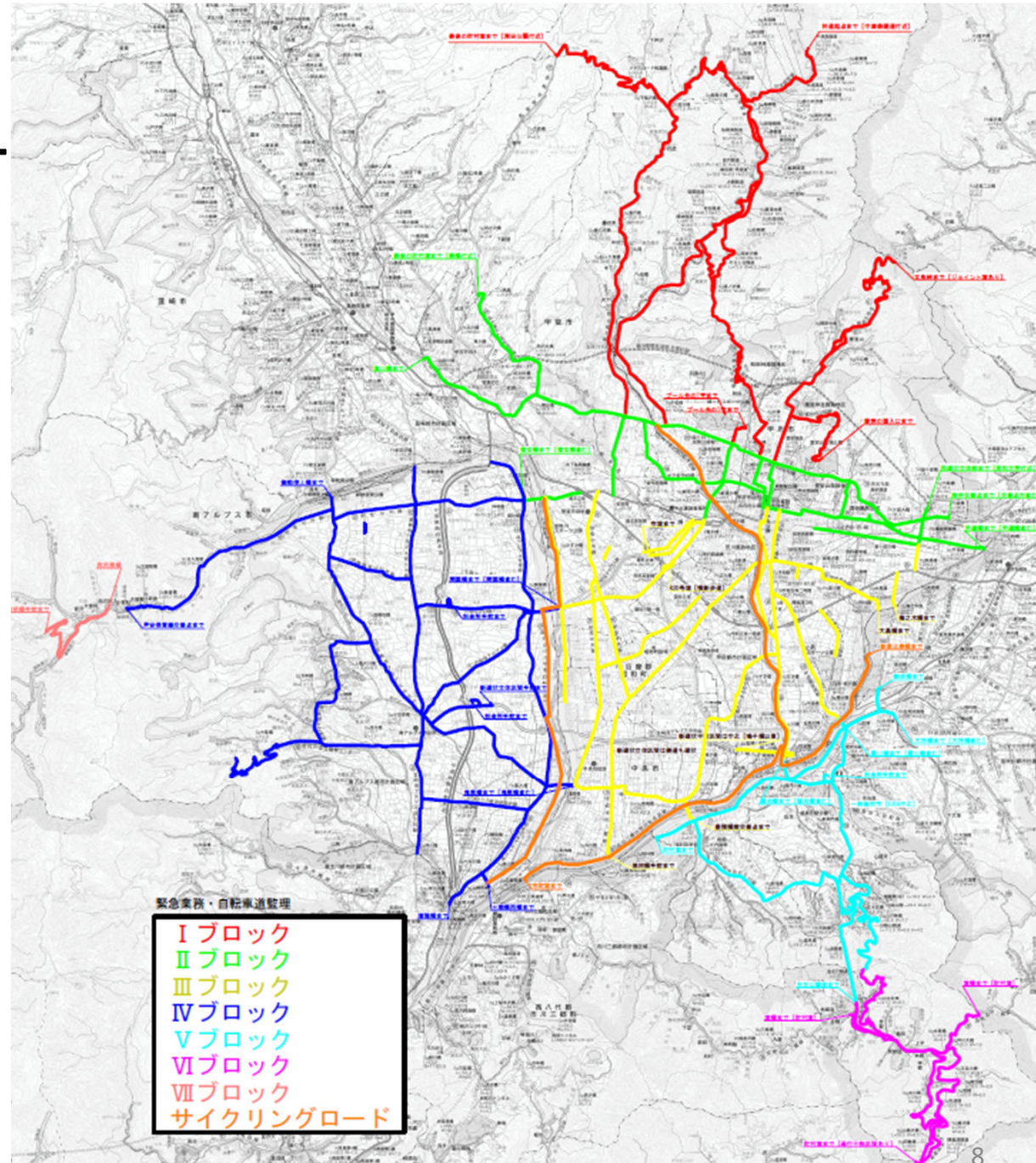
③除雪排雪作業準備～平常時除雪・融雪材・チェーン指導方法



I.除排雪体制について

●融雪剤散布業者

全7業者にて対応



I.除排雪体制について

☆除雪作業の待機指示基準

作業種目	待機指示基準
道路巡回／情報連絡	情報連絡業務と巡回要員(巡回員及び運転手)の待機は、以下のいずれかに該当したら指示することができる。 ①気象台予報(大雪注意報以上の予報)が出ているとき。 ②降雪等予測(5cm以上の降雪または気温2℃以下)により、作業が必要と考えられるとき。 ③その他(気象状況により経験的に作業が必要と考えられるとき。)
新雪除雪	機械運転要員(除雪トラック、除雪グレーダ)の待機は、下記の場合において指示することができる。 ①注意報・警報発令または降雪予測が5cmを越えるとき。

(注) 基地の所在地、降雪量、特性等を考慮し、待機指示の要領等を定めるものとする。

☆除雪作業の出動基準

工種	出動基準
雪道巡回工	1) 気象予報(降雪、凍結予報)により、必要に応じて巡回を実施する。 2) 上記の他、気象状況、路面状況により巡回が必要な下記の場合は巡回を実施する。 (イ)降雪、路面凍結等で交通障害が予想されるとき。 (ロ)所轄警察署、道路情報モニター、ドライバー、地域住民から交通障害等に関する情報があつたとき。
一般除雪工	新雪除雪 1) 雪が降りはじめ、降雪状況気象通報等からさらに降雪が続くことが予想され、降雪10cmに達したとき。
	路面 1) 路面に残雪が多く、放置すると交通困難な状態となる恐れがある場合。 2) 連続降雪による庄雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要がある場合。
	圧雪 1) 気温の変化や通行車のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となる恐れのある場合。
拡幅除雪工	1) 降雪が本格的となり必要幅員の確保が困難になった場合。 2) 雪堤が大きくなり、風雪、地吹雪などで必要幅員な確保が困難となり、交通の障害を起こすと思われるとき。
運搬除雪工	1) 運搬排雪は交通可能な幅員確保が困難となり、引き続き降雪が予想される。
歩道除雪工	1) 監督職員の指示した場合。
凍結防止工	1) 路面凍結が予想される場合、または確認したとき。
消融雪施設の捜査	1) 降雪の有無を確認したとき。 2) 路面凍結の有無を確認したとき。(ロードヒーティング)
その他	1) 監督職員の指示があるとき。

→ 必要に応じて実施。

→ 当事務所では降雪5cmを目安に実施。

→ 必要に応じて実施。

I.除排雪体制について

☆融雪剤散布作業の実施基準

通常時

通常時は、事前散布を基本として塩化ナトリウムにより散布を行う。
山間部カーブ区間 / トンネル出入口区間の日陰 / 橋梁部(市街地含む)等で
降霜、雨水、融雪水により路面が湿潤しており、
深夜から早朝にかけての路面温度低下により、路面凍結が発生する恐れのある箇所について
凍結前に散布を行う。
予想最低気温概ね0℃～3℃を目安に、路面状況等により散布の判断を行う。
なお、管内緊急維持修繕業務委託受託者(7社)により実施。

降雪時(除雪時・除雪後)

除雪時の散布は、事後散布となるため塩化カルシウムによる散布とするが臨機に対応する。
降雪圧雪により除雪作業が困難な場合に除雪作業補助のために実施する。
除雪後の散布は、
除雪後路面の再凍結の恐れがある場合に実施する。(融雪水、除雪残雪の再凍結防止)
なお、管内緊急維持修繕業務委託受託者(7社)および必要に応じて除雪業務委託受託者(17社)
により実施。

I.除排雪体制について

☆チェーン指導の実施基準

- 目的:国道358号は第1次緊急輸送道路であり、山梨県道路除排雪計画において、最重要路線として位置づけられる広域幹線道路である。当路線の右左口～精進湖トンネル区間(以下「旧有料区間」という。)は、過去よりスタック車両の多発する箇所であることから、降雪に伴うスタック車両及び事故の発生を抑制する目的で、山梨県道路除排雪計画に基づきチェーン指導を実施する。

なお、実施にあたっては交通管理者と連携して行うものとし、道路管理者単独でのチェーン指導は原則行わないものとする。

- 実施要領:山梨県道路除排雪計画を主体に「国道358号におけるチェーン指導運用要領」に基づきチェーン指導を実施する。尚、本要領は中北建設事務所で定めたものであるため、今後の協議や指導状況等により適宜修正を行うものとする。



冬の備えは万全に

雪道での立ち往生は利用者の

大迷惑

早めの冬タイヤ・チェーン装着を!!

国道358号では大型車のスリップ・立ち往生をきっかけに長期間の通行止めが発生しています。
その多くはノーマルタイヤであるため、確実な雪道への備えをお願いします。

山梨県道路交通法施行細則 第10条
(運転者の遵守事項)
第十条 法第七十一条第六号の規定により、車両等の運転者が守らなければならない事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
積雪又は凍結している道路においては、タイヤチェーン又はスノータイヤその他の防滑タイヤを取付ける等有効なすべり止めの措置を講じないで車両(軽車両を除く。)を運転しないこと。この場合、道路状況に応じてタイヤチェーン又はスノータイヤその他の防滑タイヤを全駆動輪に用いること。



山梨県中北建設事務所 道路維持担当 055-224-1667
山梨県南甲府警察署 交通課 055-243-0110

④事前情報共有

-道路管理者-

- ・甲府河川国道事務所 甲府出張所
- ・隣接県道管理者(中北支所/峡東/峡南/吉田)
- ・市町村道管理者
(甲府市/甲斐市/南アルプス市/中央市/昭和町/韮崎市/北杜市)
- ・中日本高速道路(株) 甲府保全サービス

-交通管理者-

- ・甲府警察署
- ・南甲府警察署
- ・甲斐警察署
- ・南アルプス警察署

なお、交通管理者とは個別に情報交換する。

⑤道路利用者への情報発信

雪道対策に関する注意喚起

- ・各路線の降雪状況や路面状況
- ・通行状況
- ・通行規制の実施/解除の見込み
- ・除雪作業状況及び見込み

HP等による情報発信

山梨県道路規制情報 : <http://www.pref.yamanashi.jp/dourokisei/>

なお、情報発信は本部でおこなう。

山梨県内の国道・県道の規制情報をお知らせします。 携帯電話・スマートフォンからもご利用頂けます。 [画面下のQRコードをご利用ください。](#)

山梨県道路規制情報

文字サイズ [拡大](#) [標準](#) [縮小](#)

山梨県 > 道路規制情報トップ

道路情報

地図から検索
規制情報を地図から検索することができます。 [地図を表示](#)

キーワードから検索
路線名や規制内容などから検索することができます。
 [検索](#)

エリア別一覧

- 1: 甲府市・甲斐市・南アルプス市・中央市・昭和町
- 2: 韮崎市・北杜市
- 3: 富岡市・山梨市・甲州市
- 4: 市川三郷町・南巨摩郡
- 5: 大月市・上野原市・都留市・北都留郡
- 6: 富士吉田市・南都留郡

道路種別一覧

国道 (県管理分)	県道 (主要地方道)	県道 (一般県道)
-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------

規制中の路線 現在規制されている路線の一覧

規制解除された路線 24時間以内に解除された路線の一覧

※地図上をクリックすると、より詳しい地図を表示します。



※地図は規制情報に関する位置を表示するものであり、一部県境表示が正しくない箇所があります。

Ⅱ.非常時体制(異常降雪時)における対応

非常時においては、非常時除雪体制へ移行するものとする。

- ①支部内の体制づくり
- ②道路管理者間のさらなる連携
- ③除雪方法
- ④雪崩対応
- ⑤応援要請並びに応援の受け入れ

①支部内の体制づくり

非常時体制移行時には、支部において下記の体制を速やかに構築する。

- ・情報収集・連絡班
→道路状況や除雪状況等の把握、除雪班、窓口班並びに本部との連絡関係機関(道路管理者、警察、消防など)との連絡など
- ・除雪作業指示班
→情報収集班からの情報を基に管内の除雪作業計画を立案しその作業を指示する。
- ・現場対応班
→除雪作業の現場監督など
- ・窓口対応班
→マスコミや一般者からの問い合わせ対応など
- ・総務班
→県外等からの応援部隊の受け入れ、必要資機材の調達など

②道路管理者間のさらなる連携

他管理者とさらなる情報の共有と作業の連携を図るものとする。

③除雪方法

目的	実施内容及び成果
警察と連携しスタック車両の発生を最小限に留める。	通行規制の実施 チェーン指導の実施
積雪状況の的確な把握	除雪業者等からの情報収集及びパトロール
除雪作業環境の確保	現場への的確な指示
除雪作業の進捗状況を把握し、効果的な除雪	臨機の除雪作業計画の策定
道路利用者への発信方法	交通規制情報などの情報提供

※なお、積雪量によっては立ち往生車両や放置車両が発生すると排雪作業に時間を要し、除雪作業の障害となることから、道路管理者間で早期に通行規制を行う場合もある。

④雪崩対応

雪崩発見時には、必要な情報を収集し、被災状況の確認と二次被災の防止に努める。

⑤ 応援要請並びに応援の受け入れ

- ・**応援の要請**
建設業協会へ応援要請するものとする。
- ・**他県からの応援の受け入れ**
本部からの指示により臨機に受け入れ態勢を確立する。